

十 二 一	十九	八 七 六 五	四	三 二 一	件 成 省	
の 経 利 払 過 込 利 み 子 率	行 行 価 格 日	發 發 振 替 低 額 單 位 金 額 額	最 低 額 面 金 額	払 行 方 法	發 行 用 等 替 條 律 項 及 の び 根 適 そ 拠 記	平 等 成 を 十 次 年 六 の 八 年 と 九 月 九 月 九 日 示 り 告 示 に 第 七 百 四 号 す す る 行 三 項 令 。 し た の 規 定 利 付 定 国 に 五 債 基 づ の 発 き 行 、 大 蔵
に 加 本 二 九 面 成 る の 記 替 え 郵 ・ 錢 金 十 。 整 載 法 、 政 二 額 六 数 又 の 次 公 バ 百 年 倍 は 規 の 記 定 社 一 円 八 の 記 定 算 總 セ に 月 金 錄 に 式 裁 ン つ 三 額 は よ には ト き 十 に 、 よ 、 り 払 算 込 出 金 し 額	日 年 十 額 平 す 額 の 振 加 本 二 九 面 成 る の 記 替 え 郵 ・ 錢 金 十 。 整 載 法 、 政 二 額 六 数 又 の 次 公 バ 百 年 倍 は 規 の 記 定 社 一 円 八 の 記 定 算 總 セ に 月 金 錄 に 式 裁 ン つ 三 額 は よ には ト き 十 に 、 よ 、 り 払 算 込 出 金 し 額	五 二 額 險 項 律 日 機 用 ・ 成 社 条 二 財 一 利 万 百 面 資 第 第 本 關 を 振 十 債 第 十 政 回 付 円 四 金 金 五 九 郵 は 受 替 三 等 一 六 融 ・ 國 十 額 に 号 十 政 日 け 法 年 の 項 年 資 庫 財 務 大 臣 九 で よ に 七 公 本 る ・ 法 振 法 資 債 券 ( 二 十 年 ) ・ 第 特 別 百 別 七 關 百 別 一 會 谷 垣 号 計 法 ・ 法 第 一 禎 十 昭 七 一 和 十	二 額 險 項 律 日 機 用 ・ 成 社 条 二 財 一 利 万 百 面 資 第 第 本 關 を 振 十 債 第 十 政 回 付 円 四 金 金 五 九 郵 は 受 替 三 等 一 六 融 ・ 國 十 額 に 号 十 政 日 け 法 年 の 項 年 資 庫 財 務 大 臣 九 で よ に 七 公 本 る ・ 法 振 法 資 債 券 ( 二 十 年 ) ・ 第 特 別 百 別 七 關 百 別 一 會 谷 垣 号 計 法 ・ 法 第 一 禎 十 昭 七 一 和 十			

日 に 払 い 込 む も の と す る 。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{71}{365}$$

十 三 初 期 利 子

規 下 は 期 た 平 成 十 六 年 十 二 月 二 十 日 を 算 式 に よ う て 同 じ )。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四 後 第 二 期 利 期 予 以

十 十 十  
八 七 六 五

払 払 元 償 償  
込 場 利 還 還  
期 所 金 金 期  
日 支 額 限

平 日 額 平 る い 日 毎  
成 本 面 成 利 て を 年  
銀 金 三 子 、 支 六 月  
行 額 十 を そ 払 月  
百 六 支 の 期 二  
年 年 払 日 と 十  
に 六 う 以 日 、 及  
つ 月 前 各 び  
き 二 百 十 月 支 十  
円 日 間 払 二  
に 期 月 属 に 二  
す お 十